3．国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第２項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業再構築等関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。

4．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再構築等関連措置に係る商品又は役務に関する事業再構築等関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再構築等関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

別表７

事業再構築に伴う法第21条の２第１項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定公開買付けの内容

| | |
|---|---|
| ①　特定公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限 | |
| ②　①を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合 | |
| ③　法第21条の２第１項の規定により発行する株式又は処分する自己株式の数 | |
| ④　法第21条の２第１項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数 | |

(注)

1．①には、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。

2．議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、特定公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付す旨を②に記載すること。

3．④は、特定公開買付けに際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

様式第三中６．の次に次のように加える。

７．事業再構築に係る競争に関する事項

様式第三（記載要領）１．中「内容」」の下に「及び「７．事業再構築に係る競争に関する事項」」を加える。

様式第六中６．の次に次のように加える。

７．変更後の事業再構築に係る競争に関する事項

様式第六（記載要領）１．中「内容」」の下に「及び「７．変更後の事業再構築に係る競争に関する事項」」を加える。

様式第十（記載要領）６．を次のように改める。

６．その他

⑴　令第４条第１号又は第２号に該当するものは、次の事項を記載する。

①　事業再構築等関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第４条第１号又は第２号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

②　申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

⑵　令第４条第１号に該当する場合にあっては、⑴の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。

⑶　令第４条第２号に該当する場合にあっては、⑴の記載事項は、別表６により記載する。

様式第十別表１中２．の表を次のように改める。

２．任意的記載事項の内容

| 措置事項 | 実施する措置の内容及びその実施する時期 | 期待する支援措置 |
|---|---|---|
| 資本の相当程度の増加（同時に行う資本金、資本準備金又は利益準備金の減少を含む。） | | |
| 事業革新 | | |
| 施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄 | | |

様式第十別表１（注）２．に次のように加える。

⑹　法第21条の３の特例措置を受けようとする場合において、認定事業者、その親会社若しくは子会社又はこれらの役員が有する対象会社の議決権の合計が、対象会社の総議決権の９割以上である場合においては、その旨を記載する。

様式第十別表２中表を次のように改める。

経営資源再活用に伴う設備投資の内容

（単位：百万円）

| | 設備投資所要資金額 | 名称 | 数量 | 単価 | 金額 | 用途 | 設置場所 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | | | | | | | |
| 年度 | | | | | | | |
| 年度 | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | |

様式第十別表２（注）を削る。

様式第十別表５（注）中５．及び６．を削り、４．を５．とし、３．の次に次のように加える。

4．法第24条の５第１項の規定に基づく指定金融機関からの資金の借入れを予定する場合には、その旨を、当該金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。この場合において、「合計」に記載する金額は、認定事業再構築等関連措置を行うのに必要な資金の額と一致するものとする。

様式第十に次の１１表を加える。

別表６

１．事業再構築等関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

（単位：百万円）

| | 甲 | 乙 |
|---|---|---|
| 事業再構築等関連措置を行う事業者の名称 | | |
| 国内売上高合計額 | （　年　月期現在） | （　年　月期現在） |
| 国内売上高合計額の算出の根拠 | | |